

徳島県公安委員会規則第13号

徳島県道路交通法施行細則及び放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月7日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

徳島県道路交通法施行細則及び放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則の一部を改正する規則

(徳島県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 徳島県道路交通法施行細則(昭和47年徳島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第17条中「別記様式第8号」を「別記様式第7号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第74条の3第8項の規定により是正のために必要な措置をとるべきことを命ずるときは、別記様式第8号の是正措置命令書を交付して行うものとする。

別記様式第7号及び別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第7号（第17条関係）


解 任 命 令 書

殿

道路交通法第74条の3第6項の規定により、あなたが 安全運転管理者
副安全運転管理者
として選任した次の者を解任することを命じます。

解任すべき者	氏 名 住 所
解任の理由	

年 月 日

徳島県公安委員会 

別記様式第 8 号 (第17条関係)

是 正 措 置 命 令 書

殿

道路交通法第74条の3第8項の規定により、次のとおり是正措置を命じます。

命令の内容	
理 由	

年 月 日

徳島県公安委員会 印

(放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則の一部改正)

第 2 条 放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則 (平成17年徳島県公安委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号 , 別記様式第 9 号及び別記様式第16号中「第119条の 2 第 1 項第 3 号」を「第119条の 2 の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この規則は , 公布の日から施行する。